

告示

埼玉県告示第七百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

令和三年六月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
久喜江面クリニック	久喜市江面一五六二―一	令和三年四月三十日
医療法人 ほり小児科	八潮市中央三―一二―二ヒノモトヤビル二階	令和三年四月三十日
シテイタワーわらび皮膚科	蕨市中央一―七―一シテイタワー蕨一〇一	令和三年四月三十日
わらび小児科と皮膚科と内科のクリニック	蕨市北町三―四―二八 二F	令和三年四月三十日
弁財泌尿器科・内科クリニック	朝霞市西弁財一―一四―四	令和二年十月三十一日
朝霞あおば台整形外科	朝霞市青葉台一―三―二青葉台メデイカルプラザ一F	令和三年五月一日
牛山泌尿器クリニック	所沢市松葉町七―二四	令和三年六月三日
松川内科クリニック	加須市南大桑一四九四―四	令和二年一月二十四日

氏名	住所	施術所		廃止年月日
		名称	所在地	
星 真		ピース 在宅マッサージ・ ピース	春日部市大場一〇七 二一八	令和三年五月三十 一日
立花 大悟		ピース 在宅マッサージ・ ピース	草加市瀬崎二一三六 一三二	令和三年五月三十 一日
内田 岳史		ピース 在宅マッサージ・ ピース	草加市瀬崎二一三六 一三二	令和三年五月三十 一日
武井 寛人		ピース 在宅マッサージ・ ピース	草加市瀬崎二一三六 一三二	令和三年五月三十 一日

二 指定施術機関

なかまる薬局	北本市中丸五―二一―五	令和三年五月五日
西口店 有限会社 中村薬局	富士見市鶴馬三四七九―二	令和三年四月三十 日
有限会社 中村薬局	富士見市鶴瀬東一―一―三	令和三年四月三十 日
くりはし薬局	久喜市南栗橋一―一〇―五―一〇―一	令和三年四月三十 日
医療法人社団 伊澤 会 伊澤歯科医院	飯能市岩沢八〇三―一	令和三年四月三十 日
吉澤クリニック	児玉郡上里町神保原町長塚七四五―一	令和三年四月三十 日

遠山 俊介	劍持 裕
からだ元気治療院 県央エリア店	在宅マッサージ・ ピース
北本市東間七ー一 ニューマリッチ斉藤 一〇一	春日部市大場一〇七 二一八
令和三年五月十日	令和三年五月三十 一日